

令和2年度（第2回）大磯町国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和2年8月20日（木）
午後6時30分から午後7時30分まで
場所 大磯町保健センター2階研修室

< 開 会 >

<会長あいさつ>

（会長あいさつ省略）

<議事>

（事務局による資料確認）

【議 長】

本日の出席委員は、9名です。

出席委員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可します。

事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、いらっしゃいません。

【議 長】

では、次第に沿って議事をすすめます。

本日の議題は、次第に記載されている3つになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約20分、議題2で約15分、議題3で約15分とし、19時30分までには終了したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

<議題1 令和元年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算（案）について>

【議 長】

それでは、「議題1 令和元年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算（案）について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

令和元年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算案です。こちらは、9月議会に提出予定となっているため、表紙に記載させていただいたとおり、会議終了後、この資料は回収をさせていただきます。恐れ入りますが、本日は持ち帰らず、机に置いておいてください。なお、一部資料に訂正がありますので、1ページをご覧ください。上から2段目、01 国民健康保険税の右にあります備考欄の過年度収納率が26.2%となっていますが、正しくは23.0%になります。申し訳ありませんでした。

では、歳入から決算の主な内容について説明します。

1ページをご覧ください。全体が、3色の濃淡で色分けされています。

最も濃く塗られた部分が大分類、次に濃く塗られた部分为中分類、何も塗られていない部分が小分類とその内訳です。

これを実際に1ページで見ていただくと、1行目の款項目等のタイトル部分の下から記載されている2行目が大分類となっており、3行目が中分類、4行目が小分類とその内訳となります。

では、内容を具体的に説明させていただきます。

大分類01の国民健康保険税です。大分類にあたる部分が保険税の合計額です。数字が横一列に並んでいますが、左から当初予算額、補正予算額、当初予算額と補正予算額を足し上げた最終的な予算となる予算現額と並んでおり、当初予算では、8億5,605万5,000円でした。

予算現額の横に記載されているのが、最終的な収入見込み額となる調定額です。保険税については、社会保険からの離脱や社会保険への加入等により、国民健康保険の加入者が増減することとなるため、その都度、世帯ごとの所得の状況や人数を確認し、保険税額を再計算し、収入が見込まれると積算したものになります。この調定額は、10億1,060万2,994円でした。

調定額の横に記載されているのが、最終的に収入された収入済額です。国民健康保険税については、その内訳が一般分と退職分に分かれ、その内、現年度と滞納分に分かれています。そして、国民健康保険に加入している被保険者が、病気やケガなどで医療にかかった場合の医療費の支払いなどに充てられる医療給付費分、0歳から74歳までの被保険者が、75歳以上が加入する後期高齢者の医療分を支えるための財源に充てられる後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者となる年齢の方が負担する介護納付金分に細かく細分されています。これらの収入済額の合計額が令和元年度は8億3,143万9,381円でした。

収入済額の横に記載されているのが、調定額に対しての未納額です。令和元年度は、1億5,893万5,074円でした。

備考欄に記載されている不納欠損というものが記載されておりますが、これは、滞納していた保険税の内、本人の死亡・生活困窮などの事情により、収納することが出来ず、町として収納を諦めざるをえなかったために調定を抹消した金額のことです。また、各

保険税の収納率と不納欠損の額・件数が記載されています。

令和元年度に課税した金額である現年度分の収納率が前年度の 94.1%から 94.0%になり、現年度中に収納がなく、翌年度に持ち越された滞納繰越分の収納率は、平成 30 年度の 25.5%から 23.0%へ減少しました。なお、合計収納率は、82.3%になります。

2 ページをご覧ください。大分類 02 の使用料及び手数料です。こちらは、保険税納付証明などに係る手数料です。収入はありませんでした。

続いて、大分類 06 の県支出金です。これは、神奈川県から交付されるものです。大分類の収入済額は、25 億 8,918 万 3,910 円でした。この内訳は、被保険者が医療機関等を受診したことにより発生する、町が負担する費用となる療養の給付費や療養費等の保険給付費として交付される普通交付金の 25 億 4,104 万 7,910 円、町の取組みが評価されたことにより、交付金が配分される保険者努力支援制度、特定健康診査の実施等に対する補助として交付される特別交付金の 4,813 万 6,000 円となります。

続いて、大分類 08 の財産収入です。これは、財政調整基金の利子分です。大分類の収入済額は、1,528 円でした。

3 ページをご覧ください。大分類 09 の繰入金です。これは、国民健康保険財政を運営するため、一般会計や国民健康保険財政調整基金から繰入れたものです。大分類の収入済額は、3 億 1,921 万 6,000 円でした。内訳は、保険基盤安定繰入金として、1 億 6,172 万 6,000 円、職員給与費等繰入金として、4,607 万 1,000 円、財政安定化支援事業繰入金として、1,172 万 2,000 円、その他一般会計繰入金として、3,129 万 7,000 円、出産育児一時金繰入金として、840 万円、財政調整基金繰入金として、6,000 万円となります。

続いて、大分類 10 の繰越金です。これは、前年度の繰越金です。大分類の収入済額は、5,159 万 4,171 円でした。

4 ページをご覧ください。大分類 11 の諸収入です。これは、保険税の延滞金、第三者納付金という交通事故など本来は保険給付の対象ではないものの保険証を使った医療給付費について、後から精算したもの等です。収入済額は、687 万 1,524 円でした。主な内訳については、一般被保険者延滞金として、490 万 8,789 円、5 ページに移りまして、一般被保険者第三者納付金として、189 万 3,299 円になります。

以上のことから、令和元年度の歳入総額は 37 億 9,830 万 6,514 円となります。

続いて 6 ページをご覧ください。ここからは、歳出です。大中小分類の色分けは、歳入と一緒にしています。横に並んでいる数字については、左から当初予算額、補正・流用予算額、予算現額となっており、予算現額が最終の予算額です。その右横が、支出済額で実際に支払った額、その右横の不用額は、歳出予算の残額です。

大分類 01 の総務費です。これは、職員給与、各種消耗品、国民健康保険証の更新に係る費用、国民健康保険団体連合会への負担金、国民健康保険税納付書を発送するための経費、国民健康保険運協の経費等となっています。大分類の支出済額は、3,901 万 1,008 円でした。

7ページをご覧ください。大分類 02 の保険給付費です。これは、医療費の内、保険者負担分として町が負担した額となっており、歳出予算の中で最も大きな規模といえます。具体的には、病院の窓口で被保険者が保険証を提示し、10 割分の内、2 割～3 割を窓口負担することとなりますが、この残りの7～8割を町が負担することとなり、それが、この予算に該当します。一般被保険者の年間平均加入者数が7,864人、退職被保険者の年間平均加入者数が3人で、一人当たり給付費は32万2,013円となっています。その次の療養費は、主治医の診断に基づく柔道整復や鍼灸・治療用補装具などの経費になります。一番下にあるのは、各医療機関から提出された診療報酬明細書の審査手数料などになります。続いて、8ページにある高額療養費は、毎月の窓口負担が所得により設定された上限を超えた方への払い戻しです。その下にあるのは、葬祭費や出産育児一時金などになります。大分類の支出済額は、25億4,949万1,774円でした。

続いて、9ページをご覧ください。大分類 03 の国民健康保険事業費納付金です。内容は、県下市町村の被保険者の医療費に要した費用を支払うための医療給付費、後期高齢者医療保険給付費の約4割分を拠出するための後期高齢者支援金、40～64歳までの国民健康保険加入者が介護保険の第2号被保険者として、国民健康保険税と一括して納付した保険税の介護納付金を支払うための費用を町から県へ納付するというものになります。これらの大分類の支出済額は、11億555万9,970円でした。

ひとつ飛びまして、10ページをご覧ください。大分類 08 の保健事業費です。01保健事業費は主に確定申告の際に使用することが出来る医療費通知書及びジェネリック医薬品への切り替え可能な薬剤を使用している被保険者に対して通知を送付するための費用です。02特定健康診査等事業費は主に40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に実施している健診事業である特定健康診査とその健診受診者で生活習慣等の改善が必要となる方を対象に実施している特定保健指導です。大分類の支出済額は、総額2,607万3,322円でした。

11ページをご覧ください。大分類 09 の基金積立金です。これは国民健康保険財政調整基金への積み立てとなっています。大分類の支出済額は、総額3,995万2,528円でした。なお、令和元年度財政調整基金は6千万円取り崩し、3,995万2,528円積戻しを行い、年度末残高は1億6,414万5,759になりました。

ひとつ飛びまして、大分類 11 の諸支出金です。これは、過年度の保険税の還付、前年度多く交付された国庫金等の償還のための経費、一般会計への繰出金等が該当となります。大分類の支出済額は、総額1,774万6,274円でした。

12ページをご覧ください。大分類 12 の予備費です。大分類 03 の国民健康保険事業費納付金—中分類02後期高齢者支援金等分—小分類01一般被保険者後期高齢者支援金等分に16,000円の充当を行いました。

以上のことから、令和元年度の歳出総額は37億7,783万5,386円となります。

令和元年度の国民健康保険事業特別会計の歳入合計額は、37億9,830万6,514円であったのに対し、歳出の総合計は、37億7,783万5,386円であったことから、差引額

は、2,047万1,128円になります。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

では、「議題2 保険給付費の現状について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題2 保険給付費の現状について>

【事務局】

資料2と合わせまして参考資料1をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町が負担する保険給付費が令和2年度はどうかを推計しましたので、ご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

【1】 令和2年度保険給付費の状況について。

1 令和2年3月～6月診療分の件数及び総医療費及び被保険者数についてです。

(1) 件数について、診療報酬明細書の請求が40,109件、前年同月比82.45%になり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に減少していることがわかります。

また、全体件数は前年同月比で緊急事態宣言が出される前の3月診療分が87.52%、緊急事態宣言後の4月診療分は79.32%、5月診療分は74.43%と大幅な減少をしています。6月診療分は88.31%ということで、緊急事態宣言が解除されてから大分戻ってきています。

特に、歯科において、前年度同月比で4月診療分は62.43%、5月診療分は63.54%ということで他と比較しても大幅に減少しています。

続いて、(2) 総医療費について、診療報酬明細書の請求が9億3,590万6,875円、前年同月比93.01%になり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少していることがわかります。

また、全体金額は前年同月比で緊急事態宣言が出される前の3月診療分は103.07%、緊急事態宣言後の4月診療分は88.95%、5月診療分は81.60%と大幅な減少をしています。6月診療分は98.46%ということで、緊急事態宣言が解除されてから大分戻ってきています。

特に、歯科において、前年同月比で3月診療分は76.71%、4月診療分は73.66%、5月診療分は67.10%と他と比較して大幅に減少していますが、6月診療分から91.67%になり戻ってきています。

資料2の2ページ、参考資料1の2ページ、3ページをご覧ください。被保険者数について、令和2年8月1日時点の年齢別被保険者数では、医療機関にかかる可能性が高い65歳以上の被保険者数の割合が51.28%になっています。

続いて、資料2の3ページをご覧ください。2令和2年度の総医療費についてです。

過去3年間の3月～6月診療分の総医療費と7月～2月診療分の総医療費の伸び率から平均伸び率を求め、令和2年度の総医療費を27億8,122万8,299円と推計しました。

続いて、3令和2年度の保険給付費についてです。過去3年間の総医療費と保険給付費の割合から平均割合を求め、令和2年度の保険給付費を23億4,483万6,070円と推計しました。

続いて、4一人当たりの給付費についてです。被保険者数を令和2年8月1日時点とし、一人当たりの給付費を307,318円と推計しました。

ここまでは、今年の新型コロナウイルス感染症による影響を受けた推計となります。資料2の4ページをご覧ください。

【2】新型コロナウイルス感染症の影響を受けない場合の令和2年度保険給付費の状況について説明いたします。

1総医療費についてです。KDBシステムから令和元年度の年齢別の一人当たり医療費を算出し、令和2年8月1日月時点の年齢別被保険者数に乗じて総医療費を26億4,384万5,100円と推計しました。

続いて、2令和2年度の保険給付費について、過去3年間の総医療費と保険給付費の割合から平均割合を求め、令和2年度の保険給付費を25億2,261万5,299円と推計しました。

続いて、3一人当たりの給付費についてです。被保険者数を令和2年8月1日時点とし、一人当たりの給付費を33万618円と推計しました。

資料2の5ページ、参考資料1の4ページをご覧ください。

【3】一人当たりの給付費の比較について説明いたします。

さきほどご説明しました**【1】**、**【2】**で推計した一人当たりの給付費を比較した表になります。

現状の推計では30万7,318円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けない場合の推計が33万618円になります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比較して減少する可能性はありますが、6月診療分から請求金額が前年同月比で98.1%に戻ってきていることを考えると医療費がこのまま下がるとは想定しにくいところです。また、新型コロナウイルス感染症の第2波以降がどうなるか予想はできませんが、医療費が下がっても4月～5月診療分ほどになる可能性もあります。

【4】令和3年度事業費納付金について、神奈川県の見解をご説明いたします。

令和3年度の国保事業費納付金の算定については、令和2年度と同様に、令和元年度の決算剰余金（特例基金の取崩し）の取扱いや新型コロナウイルスの影響等も含め、神奈川県国保協議会の場で協議を行っていくと回答をもらっており、現時点では令和3年度の事業費納付金は不明確な状況となっています。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【事務局】

参考資料1のP4の補足説明をさせていただきます。R2年度の一人当たり給付費に関しては、波線は新型コロナウイルス感染症の影響を受けない場合、実線は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の推移となります。

また、保険税の収納対策の取組は行っていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症の影響で事業の廃止や失業等の要因により収入が減少している方には、減免制度による対応を行っています。現在30世帯以上の申請があり、約500万に及ぶ税収減が見込まれます。年間を通すと約800万の税収減になるのではないかと見込んでおり、今までどおりの税収は確保できないと懸念しています。

【委員】

新型コロナウイルス感染症の影響による給付費の減少は一時的なもので、永続的に続くものではないと思いますが、町全体の財政も踏まえて検討をしなければならぬのでしょうか。

【事務局】

町の財政は税収で成り立っており、生活を切り詰めている中で保険税納付が負担になることを懸念されていることと思います。実際に事業費納付金に影響が出てくるのは、2年後だと言われており、例年の保険税率では保険税を納付できないという話も出てくるのが予想されます。11月には県から早くも事業費納付金が示される予定ですので、従来の保険税率と比較をしながら検討していただく形になるかと思います。

【委員】

第2波がどの程度の大きさになるのかも分からない状況の中、県から示される事業費納金や給付費の推移等、町ができることを鑑みて決めていかなければならないということですね。

【事務局】

お見込みのとおりです。

【議長】

他に、ご意見はありませんか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。

では、「議題3 第2期大磯町国民健康保険データヘルス計画について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題3 第2期大磯町国民健康保険データヘルス計画について>

【事務局】

資料3をご覧ください。

大磯町では、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目的として「大磯町国民健康保険データヘルス計画」を策定し、生活習慣病対策等の保健事業を実施しております。計画期間は、第1期が平成28年度から平成29年度の2年間、第2期は平成30年

度から令和5年度の6年間となります。

この度は、第2期データヘルス計画として定めている4つの保健事業について、事業開始から2年が経過しましたので、PDCA サイクルに沿った効率的・効果的な保健事業の実施を図るため、中間評価を行いましたのでご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。①特定健康診査受診率向上事業になります。本事業は、「生活習慣病は自覚症状がほとんどないことから、健診受診率を向上させて、異常の早期発見や特定保健指導等により疾病の予防につなげ、重症化による医療費のアップを防ぐこと」を目的としています。

事業内容としては、健診の受診勧奨として、郵送勧奨、電話勧奨、健診結果相談会を行っています。

令和元年度におきましては、908 人に電話勧奨を行い 187 人が予約し、電話勧奨した内の 20.5%が受診予約につながり、一番効果がありました。

また、電話勧奨をする中で、人間ドック受診者が一定数いることがわかり、令和2年度から人間ドック助成事業を開始するなどの改善を行っています。今後は、経年受診歴や年齢などから優先順位をつけて勧奨を行っていきます。

なお、訪問勧奨におきましては、留守などで連絡が取れない割合が高いため、電話勧奨に切替えています。

2 ページをご覧ください。②生活習慣病重症化予防事業になります。本事業は、「生活習慣病の重症化による人工透析、脳血管疾患等による医療費を抑えるため健診有所見者の保健指導と医療受診勧奨等を行うこと」を目的としています。

事業内容としては、支援期間を2年間とし、保健師・栄養士によるグループ指導と個別相談により、食生活を中心とした生活習慣を見直し、糖尿病などの重症化を予防するための講座を行っています。平成30年度におきましては、参加者10人の内、6人が医療受診勧奨値から検査値の改善が認められ、参加者全員が合併症の発症抑制に繋がりました。今後は、2年間の支援期間中に途中離脱した方について、令和2年度に通知等によるフォローを実施していきます。

3 ページをご覧ください。③医療受診勧奨訪問（電話）事業になります。本事業は、「生活習慣病の重症化による人工透析、脳血管疾患等による医療費を抑えるため、特定健康診査において要医療と区分されたにも関わらず、医療機関未受診の方に対し、医療受診勧奨を行うこと」を目的としています。

事業内容としては、医療受診勧奨値以上でありながら、医療機関を受診していない方を訪問し、医療受診勧奨を行うこととなっていましたが、留守等で連絡が取れない割合が高いため、訪問から電話勧奨に切り替えました。令和元年度におきましては、1件が受診に繋がりました。今後は、電話勧奨後にパンフレット等を送付し、自身の検査値の意識付けを図っていきます。

4 ページをご覧ください。特定保健指導利用率向上事業になります。本事業は、「特定保健指導の利用率を向上させて、生活習慣病の改善を促すことにより、疾病の予防、

重症化予防を図ること」を目的としています。

事業内容としては、電話勧奨、健診結果相談会を行っています。令和元年度におきましては、167人に電話勧奨を行い22人が予約し、電話勧奨した内の13.1%が利用につながりました。今後は、利用券発送時に特定保健指導の対象となった検査値を同封することで、ご自身の検査値への意識を高め利用に繋げていきます。さらに、集団健診の場での特定保健指導の利用勧奨を検討していきます。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。

【委員】

特定健診を受けたことで医療費の伸びなど、事業の効果については数字で出ていますか。

【事務局】

医療費の抑制にどの程度繋がっているのか、明確な数字では表せないのが現状です。その理由としては、年度の途中で社会保険や後期高齢者医療制度へ移行する方がいらっしゃるため、数字としての追跡がしにくいことが挙げられます。ただ、後期高齢者の医療費については県内では低い傾向にあることから、国保被保険者ではないところで効果が出ていると考えられます。

【議長】

特定健診を受けてほしいところですが、新型コロナウイルス感染症が流行している状況では受診を勧めにくいということも考えられますか。

【事務局】

必要な感染症対策を講じ、安全に受けていただけるよう環境を整えて実施しています。

【委員】

町としては新型コロナウイルス感染症の予防策としての予算計上はしていますか。

【事務局】

国保事業としては行っていませんが、町全体としては、マスクや消毒液を配布する等で、2回ほど補正予算を計上している状況です。

【議長】

他に、ご意見はありませんか。意見が無いようでしたら、最後に「議題4 その他」になります。事務局からは、何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議長】

本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体をとおして質問のある方は、いらっしゃいませんか。

質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

【事務局】

今回は11月中旬～下旬を予定しておりますが、日程調整につきましては、後日、アンケートを実施させていただきます。また、今回は保険税必要額の見込みなど、令和3年度の保険税率等の議事になる予定です。

【議長】

それでは、本日の審議は、これで終了します。

進行を事務局に返しますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

皆さま、本日はどうもありがとうございました。

本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続きご協力をお願いします。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和2年度第2回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 令和元年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算（案）
- ・資料2 保険給付費の現状について
- ・資料3 第2期大磯町国民健康保険データヘルス計画について
- ・参考資料1 保険給付費の現状について